

5 暮らしを守る安全・安心都市

理 念

- 1 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
- 2 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
- 3 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

都市像

基本方針

I

だれもが輝く
にぎわい都市

II

未来を創る
子育て・教育都市

III

みんなで築く
健康・福祉都市

IV

次代につなぐ
環境都市

V

暮らしを守る
安全・安心都市

基本構想

《都市像の実現に向けて》

- ◆災害に強いまちをつくります。
特に住宅密集地の防災性の向上を急ぎます。
- ◆良好な居住環境のための総合的な市街地整備を進めます。
- ◆安全で便利な交通網を整備します。
- ◆犯罪から区民を守る地域のしくみを充実させます。

災害に強いまちをつくる

魅力的で住みよい市街地を整備する

便利で安全な交通環境をつくる

区民生活の安全を確保する

建物の耐震化や住宅密集地の整備を進めるとともに、地域における防災・救急体制の構築を推進し、災害に強いまちをつくります。また、利便性、快適性の高い都市基盤を整備するとともに、犯罪や事故から区民を守る安全・安心のまちづくりを進めます。

5.暮らしを守る安全・安心都市

基本方針 5－1 災害に強いまちをつくる

政策の方向

区民、事業者、関係行政機関と連携しつつ、「地域防災計画」を適切に見直し、総合的かつ体系的な防災対策を進めます。また、住宅密集地の防災性の向上や建築物の耐震化、地域防災活動の支援などの取り組みを積極的に推進するとともに区の応急初動態勢を強化します。

現在の状況

国が今後 30 年以内に首都直下地震が発生する確率は 70%と公表するなど、大地震の切迫性が指摘される中で災害への対応力の強化が重要となっています。また、区が実施した「『明日の品川』に関するアンケート」結果でも地震災害への対応が、重要施策の上位にあります。

こうした中で東京都が平成 18 年（2006 年）2 月に発表した「首都直下地震による東京の被害想定」を受け、区は平成 19 年度（2007 年度）に「品川区地域防災計画」を改訂しました。この改訂では、新たに減災目標を定めたほか、避難者の大幅な増加に対する対応やエレベーター内での閉じ込め、外出者対策など、都市型災害への対応も盛り込んでいます。

また、「耐震改修促進法」の改正施行を踏まえ、新たに「品川区耐震改修促進計画」※¹を策定（平成 19 年（2007 年）12 月）し、平成 27 年（2015 年）までの耐震化目標を掲げ、耐震診断や耐震改修を行うにあたっての支援策の拡充、強化を図ってきました。

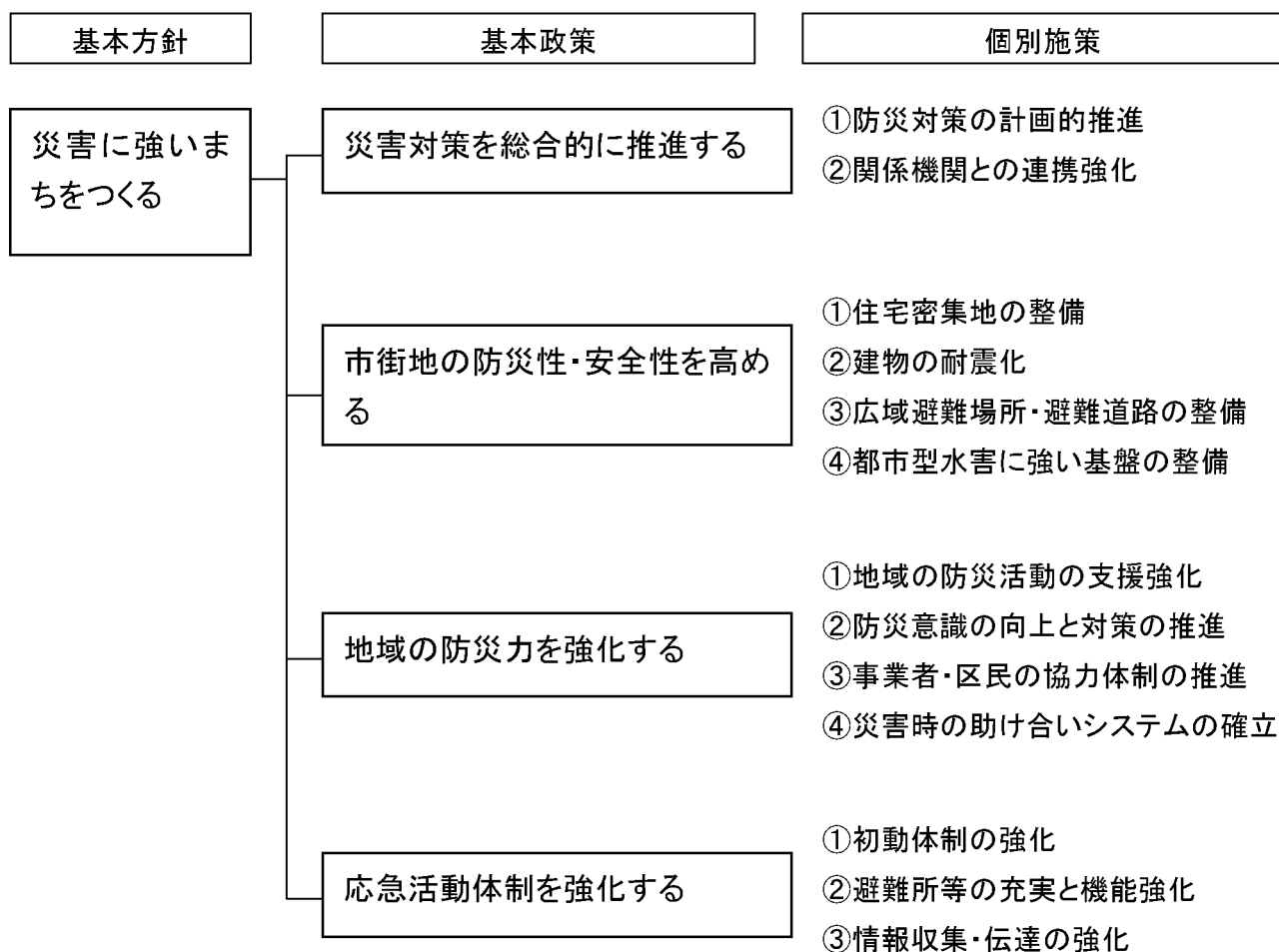
さらに、住宅密集地への対応についても地域住民との協議を進め、広域避難場所への道路の整備や沿道建築物の不燃化促進など、防災性や住環境の向上を図っています。

今後の課題

今後、新たな地域防災計画に基づいた対策の実施に向けて区民、事業者、関係行政機関との連携をさらに強化して、具体的な取り組みを進めていく必要があります。とりわけ新たに定めた減災目標の達成に向けて、自助、共助、公助を基本にそれぞれの取り組みを強化拡大し、防災計画ならびに関係計画に定める施策を計画的に進めることが重要です。

※1 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を計画的かつ総合的に推進するための計画であり、平成19年度（2007年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とし、最終年度までの住宅や特定建築物等の耐震化目標を90%以上とするため、旧耐震基準で建築された建物（昭和56年（1981年）6月以前のもの）を対象とする耐震化支援策などを位置付けています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-1-1：災害対策を総合的に推進する

災害時に効果的な対応が取れるよう、「地域防災計画」を適時更新するとともに、震災復興計画、災害ボランティアマニュアルなどの各種計画を地域特性を踏まえ策定します。

<個別施策>

①防災対策の計画的推進

これまでの災害の実例を教訓として迅速かつ効果的な対応ができるよう、地域防災計画との整合を図りながら震災復興計画や関係マニュアル等を策定し、あわせて人、もの、情報などの資源を最大限活用した防災体制づくりを進めます。

②関係機関との連携強化

警察、消防などの行政機関のほか、交通機関や関係団体、事業者、区民との連携や協力体制を強化し、総合的に防災対策を進めます。

基本政策 5-1-2：市街地の防災性・安全性を高める

建物倒壊・火災危険度の高い地域や、老朽住宅が密集し公共空間の著しい不足が見られる地域について、危険度の現状を区民に周知し、老朽住宅の建替えや不燃化および共同化を促進するとともに、道路・広場等公共施設の効果的な整備を行い、防災性・快適性の向上を図ります。

また、都市化の進展にともなう雨水の貯留・浸透機能の低下が原因である都市型水害の被害を早期に軽減するため、下水道排水施設や雨水流出抑制施設の整備を推進します。

＜個別施策＞

①住宅密集地の整備

住宅密集地において、防災上有効な公園・広場の用地取得・整備、生活道路の拡幅整備により基盤となる公共施設の整備を進めるとともに、老朽建築物等の除却や共同・協調建替えの支援などにより不燃化を促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図ります。

また、地区居住者や権利者によるまちづくり協議会などで、地区計画などの意見交換や検討を行い、地域の意向を踏まえた安全で快適なまちづくりを進めます。

②建物の耐震化

耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断および耐震改修等への支援を実施するとともに、相談体制の強化や耐震化に関する情報発信の充実を図ります。

また、区有施設のうち、震災時に防災活動の拠点となる施設や避難所となる防災上重要な施設は、早期に耐震化を図ります。その他の施設についても計画的に耐震化を進めます。

③広域避難場所・避難道路の整備

広域避難場所のより一層の安全確保のため、周辺建築物の建替え助成などによる不燃化を促進するとともに、幹線道路沿道の不燃化により市街地大火を防ぐ延焼遮断帯の形成を進め、避難計画人口の拡大、遠距離避難の解消を図ります。

また、避難道路においては、地区計画に基づく壁面後退による道路拡幅整備や、沿道建築物の不燃化を進め、避難者の安全の確保と早期避難の実現をめざします。

さらに、震災があった場合にすばやく復旧できるよう地籍調査を進めていきます。

④都市型水害に強い基盤の整備

区民への雨水浸透施設、雨水利用タンク設置助成を促進するとともに、民間施設の開発にともなう雨水流出抑制施設の設置指導を行います。

また、早期に浸水被害の軽減を図るため、下水道能力増強工事を積極的に推進します。

基本政策 5-1-3：地域の防災力を強化する

「自分で守る」、「みんなで守る」ことを防災の基本として、防災区民組織および事業所の自主防災意識の高揚と自らの組織力を活用した不断の備えを積極的に支援するとともに、防災資機材を整備、拡充します。さらに、区民、事業者、関係行政機関との相互連携の強化を進め、災害時要援護者助け合いシステムの充実を図ります。

＜個別施策＞

①地域の防災活動の支援強化

地域防災力を高めていくために、区民の自主的活動を多面的に支援するとともに、防災機材等を充実します。

②防災意識の向上と対策の推進

「自分で守る」（自助）、「みんなで守る」（共助）という意識の向上をさらに図ります。

③事業者・区民の協力体制の推進

災害時に事業所・区民・行政が相互に連携し協力体制を築けるよう、地域防災対策三者連絡会議を通じて、区が具体的対策を提案し推進します。

④災害時の助け合いシステムの確立

災害時要援護者を支援するシステムのより一層の充実を図ります。

基本政策 5-1-4：応急活動体制を強化する

災害発生時、または発生する恐れがある場合の応急活動を迅速に行うため、夜間休日等勤務時間外の職員参集を含めた初動対応マニュアルの活用による訓練等を実施し、災害対策本部の立ち上げや被害状況の早期把握など初動活動体制の強化を図るとともに、避難所の充実・機能強化の推進や、被災情報等の収集・伝達体制を強化します。

＜個別施策＞

①初動体制の強化

初動対応マニュアルを充実し、迅速な参集、活動が可能となるようにさらに体制づくりを進めます。

②避難所等の充実と機能強化

区立学校避難所を中心に備蓄物資、水、トイレの確保などを進めてきましたが、今後はそれ以外の二次避難所、私立学校避難所などで避難所機能の充実を図ります。また、広域避難場所の機能の整備を図ります。

③情報収集・伝達の強化

新しい防災機器の活用の検討を含めて、区民、事業者、関係機関との情報収集・伝達の充実強化を図ります。

基本方針５－２ 魅力的で住みよい市街地を整備する

政策の方向

羽田空港の拡張にともない東南アジア向けの国際線が大幅に拡充されるほか、わが国の交通の大動脈である東海道新幹線の全列車が品川駅に停車するようになりました。品川区は、東京の表玄関としてだけでなく、国際都市としてのポテンシャルが一層高まっています。こうした交通の結節点にあたる地域特性を活かし魅力的な市街地の整備を推進します。

また、人口・世帯の減少が確実に見込まれることや住宅数が世帯数を上回っている社会動態を踏まえ、行政、公社・公団が公的賃貸住宅を直接供給するしくみから、住宅ストックと民間住宅市場を重視した住宅政策を推進することで、子育て世帯、高齢者世帯など住宅の確保に配慮を要する区民に、安心して生活できる住宅を提供します。

現在の状況

副都心として位置づけられた大崎駅周辺地区をはじめとして、天王洲地区、大井町駅東口地区、東品川四丁目地区、西大井地区で法定再開発事業などの手法を活用し、都市基盤施設の整備を進めるとともに、土地利用の転換を図り、住宅、商業、業務とのバランスの取れたまちづくりを進めてきました。

平成 14 年（2002 年）には、「都市再生特別措置法」※₁が施行され、都市再生に向けた各種の制度が整備されたことを受けて、東京都心およびその周辺では民間都市開発投資が促進されました。品川区は、大崎駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されたことを受けて、区と地元関係者等とで設立したまちづくり連絡会が都市再生ビジョンを策定し、これに基づいて新しいまちづくりを進めています。また、武蔵小山駅周辺では、鉄道の地下化や駅前広場の整備が進んでいることから、まちづくりの機運が高まっており、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」※₂に基づく街並み再生地区の指定を受けた地区などでは、敷地の共同化や再開発に向けた検討が進められています。

住宅政策において、品川区は、超高層 31 階ファミーユ西五反田西館（400 戸）をはじめとした良質な区民住宅 1,056 戸（23 区中 1 位）を整備したほか、全国初の区民住宅の住み替え制度や家賃が一定となるフラット型家賃制度を導入するなど、活力ある地域づくりの担い手となる中堅ファミリー層の区内定住を積極的に誘導してきました。

国は、住宅戸数が世帯数を上回っている現状を踏まえ、5 年度ごとの公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を掲げていた「住宅建設五箇年計画」※₃を平成 17 年度（2005 年度）で終了させ、住宅の供給から質の向上へと住宅政策の抜本的な転換を図っています。

品川区においても、総住宅数は、約 20 万戸となっていますが、実際に区民が居住する住宅数は 16.5 万戸で、賃貸用住宅の空き室は約 2 万戸あり、量的な確保は果たされています。一方、区民の住環境の向上には課題が残されています。また、市街地再開発や交通網の充実による都心化が進展し、土地の高度利用が図られた結果、共同住宅が全体の約 8 割を占めています。

※ 1 社会経済情勢の変化に対応した都市の再生を図るために必要な措置を定めた法律。

平成 14 年（2002 年）に施行された 10 年間の時限法。緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として都市再生緊急整備地域を定めることができます。

※2 個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みづくりを進め、東京の魅力の向上に資するための制度を定めた東京都の条例。都市計画に基づく規制緩和などを活用しながら共同建替え等を促進する街区再編まちづくり制度のほか、街並み景観づくり制度、まちづくり団体の登録制度が定められています。

※3 昭和41年（1966年）に施行された住宅建設計画法に基づき、5箇年間の公的住宅等の建設戸数目標等を定めたもの。住宅の量的充足など社会状況の変化を踏まえて、平成18年（2006年）に住生活基本法が制定されたことを受けて、住宅建設計画法は廃止されました。

今後の課題

国際都市東京の表玄関に位置する品川区が、自らの地位をより確固たるものとするためには、50万人に達する昼間人口の様々な活動を支えられるよう、都市機能の充実を図る必要があります。また、34万人を超える区民それぞれの暮らしを支える魅力ある生活拠点の形成も必要です。

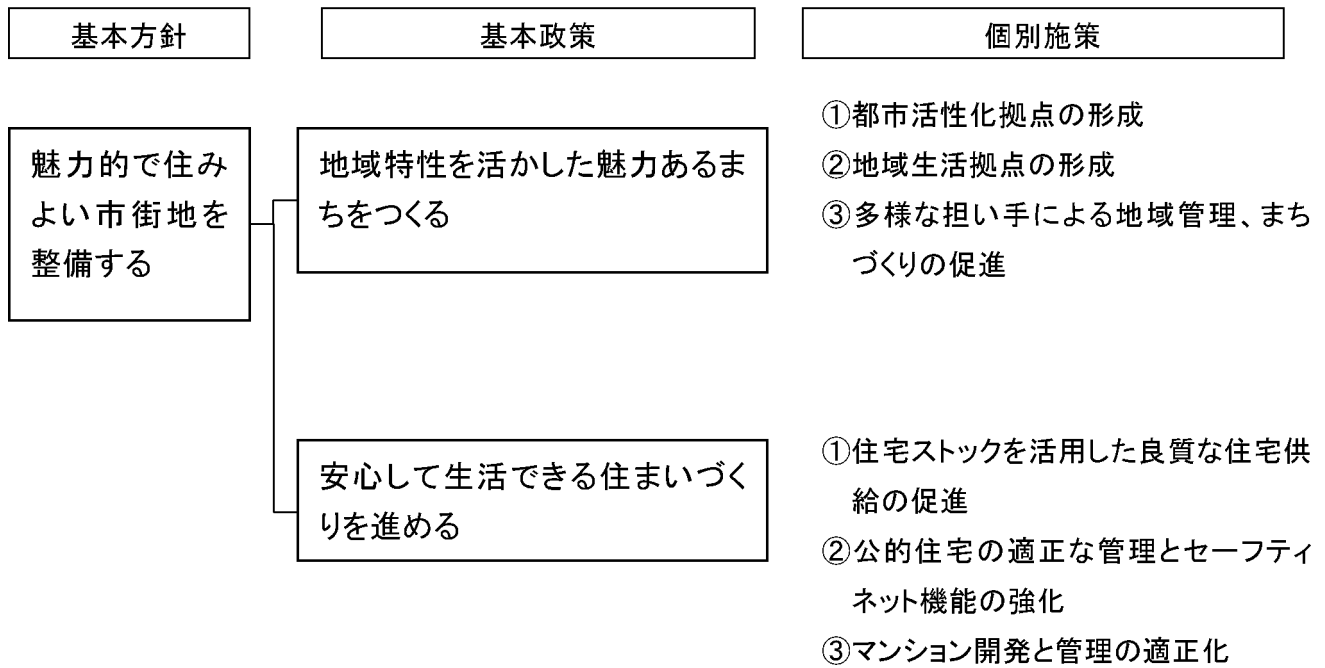
さらに、開発・整備からまちの管理運営に移行していく段階においても、まちの魅力と活力を維持していく必要があります。

都市化と少子高齢化が急速に進行する中、子育て世帯、高齢者世帯など住宅確保要配慮者※1に、民間活用も含め良質な住宅を供給していくことで区民の住環境を向上させていくことが求められています。

また、投資型ワンルームマンションの過剰な供給は、地域との軋轢や、将来空き室が生じることによる環境悪化が懸念されることから、ワンルームマンションをはじめとした中高層建築物の開発を適正化する取り組みが必要です。

※1 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家族など住宅の確保に配慮を要する者

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-2-1：地域特性を活かした魅力あるまちをつくる

東京の表玄関という品川区の地位をより強固なものとするため、工業、商業、文化等の様々な振興施策との連携を図りつつ都市活性化拠点の形成を図ります。また、地域特性を活かし、住宅・商業施設・文化施設等を兼ね備えた複合的な整備を進め、魅力ある創造的な生活拠点の形成を図ります。さらに、地域住民・事業所等、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

＜個別施策＞

①都市活性化拠点の形成

五反田、大崎、大井町および天王洲地区において、再開発事業等の推進と基盤整備を同時に進めながら、高次の複合都市機能を備えた都市活性化拠点の形成を促進します。

②地域生活拠点の形成

武蔵小山駅周辺、西五反田三丁目、品川シーサイド駅周辺、目黒駅前地区等において、地域生活拠点にふさわしい住宅・商業の複合機能を整備するとともに、民間の開発を適切に誘導し、良好な複合市街地形成を促進します。

③多様な担い手による地域管理、まちづくりの促進

一定の地域における居住環境・市街地環境の維持・向上を目的として実施される地域住民・事業所等による様々な自主的取り組みを支援し、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

基本政策 5-2-2：安心して生活できる住まいづくりを進める

国、地方公共団体、公団による住宅の供給や民間住宅市場の成熟により、住宅ストックの量的な確保が図られている一方で、高齢者、障害者、子育て世帯などは良質な住宅を確保することが今なお困難な状況にあります。「住宅セーフティネット法」※¹が制定された趣旨を踏まえ、区としてもこうした住宅確保要配慮者が賃貸住宅を確保できるよう、賃貸住宅市場を誘導するシステムを構築するほか、良質な住宅の確保のために高齢者が所有する住宅への若年ファミリー世帯の住み替えを促進するしくみづくりを検討します。

また、区営住宅を住宅セーフティネットの拠点として機能させ、公的住宅の適正な管理と更新を図ります。さらに、ワンルームマンション対策やマンションの管理水準の向上のための取り組みを推進し、マンション開発と管理の適正化を図ります。

＜個別施策＞

①住宅ストックを活用した良質な住宅供給の促進

高齢者世帯、子育て世帯など住宅に困窮する区民に良質な住宅を供給していくため、空き室が継続する民間賃貸住宅を低廉な家賃で、住宅を希望する区民にあっ旋するしくみづくりを検討します。

また、八潮地区など高齢化が進む地域において若年層への住み替えを推進し、地域の活力の育成を図ります。

②公的住宅の適正な管理とセーフティネット機能の強化

子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を優先するなど、住宅セーフティネットの拠点として機能を強化します。

③マンション開発と管理の適正化

ワンルームマンションにファミリータイプの住戸と高齢者向けのバリアフリー住戸付置義務を定め、中堅ファミリー層とシニア世代の区内定住の一層の促進を図ります。また、マンションの管理水準を向上させるため管理組合にマンション管理士の派遣を行います。

※1 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の略。トラブルを懸念した賃貸住宅への入居拒否が発生していることから、住宅の確保に特に配慮を必要とする世帯に賃貸住宅の供給が促進されるよう、国、地方公共団体、民間事業者の責務を定めた法律です。

基本方針５－３ 便利で安全な交通環境をつくる

政策の方向

利便性の高い交通環境を形成していくため、鉄道路線やバス路線などの公共交通ネットワークの充実を図ります。また、生活道路の計画的整備や幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークの体系的な整備を進めます。そして、安全な道路環境を整備することで、便利で安全な交通環境づくりを推進します。

現在の状況

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も 40 と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩 15 分以内にあります。さらに、平成 14 年（2002 年）12 月のりんかい線全線開通により、より充実した効率的な鉄道ネットワークが形成されました。都心へ向かう南北方向の鉄道路線に比べて東西の鉄道路線は少ないものの、東京 23 区の中でも交通の利便性は高い環境にあると言えます。区はこれまでも、道路・鉄道それぞれの安全性の向上と、交通渋滞の解消を図るため連続立体交差事業に取り組んできました。しかし、鉄道網が発達している反面、踏切が多く、鉄道による地域の分断や交通渋滞が課題となっています。

品川区の道路網については、南北を結ぶ幹線道路網は充実していますが、東西を結ぶ道路網は脆弱であり、交通渋滞、生活道路への通過車両の流入等が課題となっています。また、一部の幹線道路を除き狭隘^{きょうあい}な道路が多く、さらに、住宅系、工業系、商業系の土地利用が混在しているため、生活道路へ流入する車両も数多く発生している状況にあります。

品川区の交通事故件数、交通事故死傷者数は平成 3 年（1991 年）以降増加傾向にありましたが、平成 12 年（2000 年）をピークにその後減少しています。しかし、高齢化がさらに進む中で、歩行者などにやさしい利便性の高い生活道路の整備は急務となっており、交通ルールや交通マナーを守る意識の希薄化による交通事故の発生や、歩行者空間を阻害する路上駐車や放置自転車など、道路環境の悪化が課題となっています。

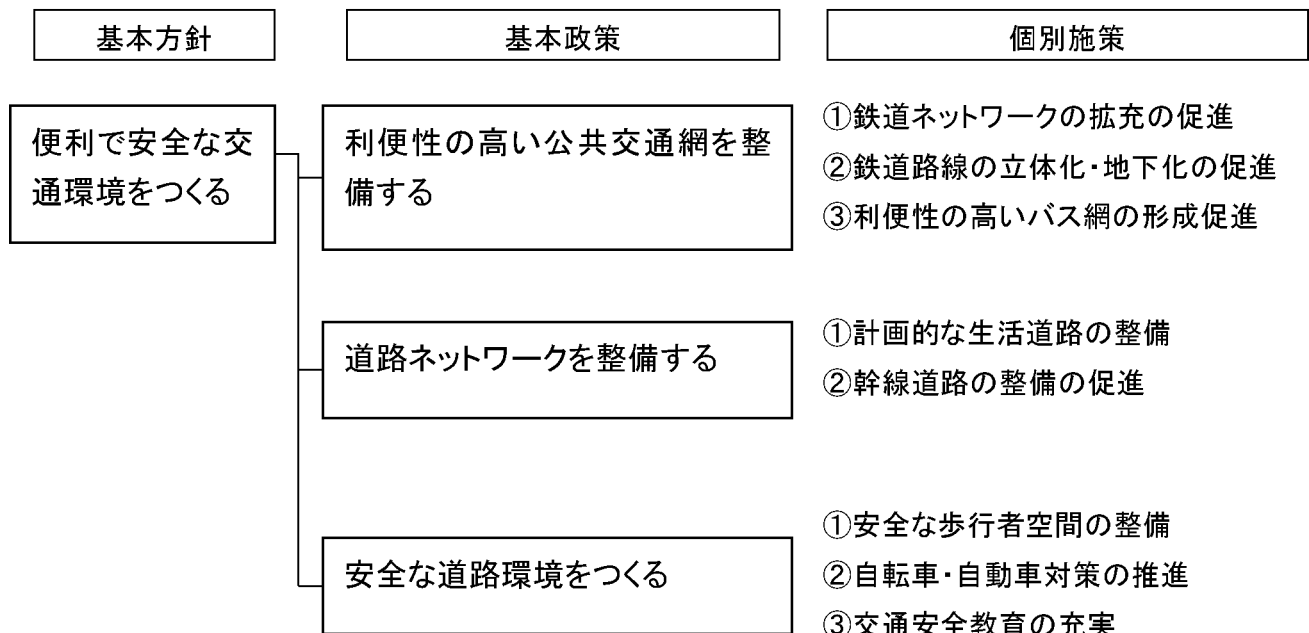
今後の課題

交通網の整備は、都市の魅力を高める重要な要素です。利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、鉄道による地域の分断、踏切事故、交通渋滞等を解消する必要があります。また、羽田空港の拡張による 24 時間開業が平成 22 年（2010 年）に予定されています。今後、まちの活性化を図る観点から、羽田空港への鉄道ネットワーク等の充実が求められます。さらに、鉄道網を補完するバス路線網の整備、拡充を図る必要があります。

道路ネットワークの体系的整備を進めるためには、生活道路の整備方針の策定により、歩行者にやさしい防災機能等をもった生活道路を整備していくことが重要です。道路については、東西道路を結ぶ道路網の整備と、防災まちづくりと地域の活性化を図る観点から、補助 29 号、31 号線の整備を進める必要があります。都市計画道路の優先整備路線、および事業中路線の整備について促進する必要があります。

安全な道路環境づくりをめざし、高齢者・障害者をはじめ、すべての区民が安全で安心して道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化や道路利用の適正化による道路環境の向上などを一体的に実施する必要があります。また、交通事故を減少させる取り組みとして、安全施設の整備や交通安全の啓発・教育を実施していくことも重要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-3-1：利便性の高い公共交通網を整備する

品川区の都市軸である五反田、大崎、大井町の活性化を図るため、区内から羽田空港への鉄道ネットワークなどの整備の検討を進めます。また、鉄道がもたらす地域の分断、踏切事故、交通渋滞等の解消を図るため、既存の鉄道の立体化などを推進します。さらに、交通網が脆弱な東西を結ぶ公共交通としてバスを活用し、区民の利便性を高めていきます。

<個別施策>

①鉄道ネットワークの拡充の促進

五反田、大崎、大井町のさらなる活性化を図るため、羽田空港への鉄道ネットワークなどの再編整備に向けて働きかけを行います。

②鉄道路線の立体化・地下化の促進

鉄道で分断されていることによる地域の分断、まちづくりの遅れ、踏切事故、交通渋滞等の解消を図るため鉄道の立体化を推進します。また、跡地については緑化、駐輪場の整備、商業施設の再編等を推進し、周辺地域のまちづくりに活用を図ります。

③利便性の高いバス網の形成促進

東西を結ぶ公共交通を充実させ区民の利便性を高めるため、区内東西方向を結ぶバス路線の整備を関係者へ強く働きかけます。

基本政策 5-3-2：道路ネットワークを整備する

計画的に生活道路の整備を進めるための整備方針を策定し、歩行者にやさしい防災機能等をもった生活道路の整備を推進します。また、都市基盤の骨格となる幹線道路の整備を促進し、防災まちづくりや地域の活性化を図ります。

＜個別施策＞

①計画的な生活道路の整備

生活道路について、幅員が4 m未満の狭隘な道路が多くあります。区民生活にもっとも身近な生活道路のあり方や、方向性を明確に示すため、区全体を一定の指標に基づき、客観的な評価をしたうえで、地域特性にあわせた生活道路整備方針を策定します。また、通学、散歩、買い物等の日常生活が快適に行われる空間として生活道路を確保します。

②幹線道路の整備の促進

補助 26 号線の整備を促進するとともに、防災まちづくりの観点から補助 31 号線や都市防災不燃化促進事業、防災生活圏促進事業、密集住宅市街地整備促進事業等の整備に合わせた補助 29 号線の早期整備を推進します。また、国道 357 号線に関しては、大井埠頭と臨海副都心とを一般道で結ぶ路線の確保について整備を促進するよう働きかけます。

基本政策 5-3-3：安全な道路環境をつくる

すべての人が、安全で安心して通行できる歩行者空間を整備するため、交差点改良等の安全対策や道路のバリアフリー化、道路利用の適正化等により道路交通環境の向上を図ります。また、交通事故を防止するため、交通ルールへの遵守・マナー向上のため安全教育等の充実を図ります。

＜個別施策＞

①安全な歩行者空間の整備

高齢者や障害者、幼児、児童など誰もが安心して道路を利用できるよう、歩道の整備や交差点の改良をはじめ、防護柵・カーブミラー・道路照明などの安全施設を整備します。また、自転車の走行環境の整備や、道路上の不法占用物件等の障害物の除去を進めます。

②自転車・自動車対策の推進

放置自転車は歩行者が快適かつ安全に道路を通行するうえで大きな障害となっているばかりでなく、災害活動時等の支障ともなっています。また、違法駐車は円滑な交通を阻害し、交通事故を発生させる要因の一つともなっています。これらの解消のため、各種活動を推進し、交通環境の向上を図ります。

③交通安全教育の充実

各種の交通安全教室や啓発活動を実施し、交通ルールを認識させるとともに、交通事故の原因や注意すべきことなどを周知し、体得してもらうことで、交通事故の防止を図ります。

基本方針５－４ 区民生活の安全を確保する

政策の方向

不審者情報や犯罪発生情報などの提供を行うことにより、区民の防犯に対する意識の醸成を図るとともに、区民や町会・自治会、事業者等の自主防犯活動の取り組みを支援し、協働による防犯対策を推進します。また、特に子どもの安全確保については既存の取り組みを強化しつつ、地域全体での見守り体制を確立します。さらに、消費生活を巡る環境変化に対応して、消費者教育を進めるとともに、区内の消費者団体との連携を図りながら、関係団体・諸機関と情報を共有し、消費者被害を未然に防ぐ体制の構築と消費者相談体制の拡充に取り組めます。

現在の状況

防犯については、平成 14 年（2002 年）4 月 1 日に「品川区生活安全条例」を施行し、区民の生活安全に関する意識を高め、自主的な防犯活動を推進することで、安全で安心して生活できる地域社会を形成することを目的に各種の施策を展開しています。具体的には、生活安全サポート隊を中心とした防犯パトロールや防犯広報活動による住民の自主的な防犯活動の取り組みの促進、「83 運動」※1、防犯カメラの設置助成など、自分たちの地域は自分たちで守るという風土づくりに取り組んでいます。また、子どもの安全を見守る「近隣セキュリティシステム」をはじめ、公園等で遊ぶ子どもたちを周囲の大人たちが見守れるように、公園の見通しをよくする取り組みなど、ハード・ソフトの両面から犯罪に強いまちづくりを推進しています。これらの取り組みにより犯罪発生状況は平成 15 年（2003 年）をピークに 2 割程減少してきましたが、平成 18 年（2006 年）からわずかですが増加傾向が見られます。

また、区民の消費生活を巡る環境は、近年、経済のサービス化・ソフト化にともない、多様な金融商品の出現や、インターネットを利用した取引の拡大など大きく変化しています。このような環境の変化を背景として、高齢者や人生経験の少ない若者をターゲットにした悪質巧妙な販売による被害が拡大しています。

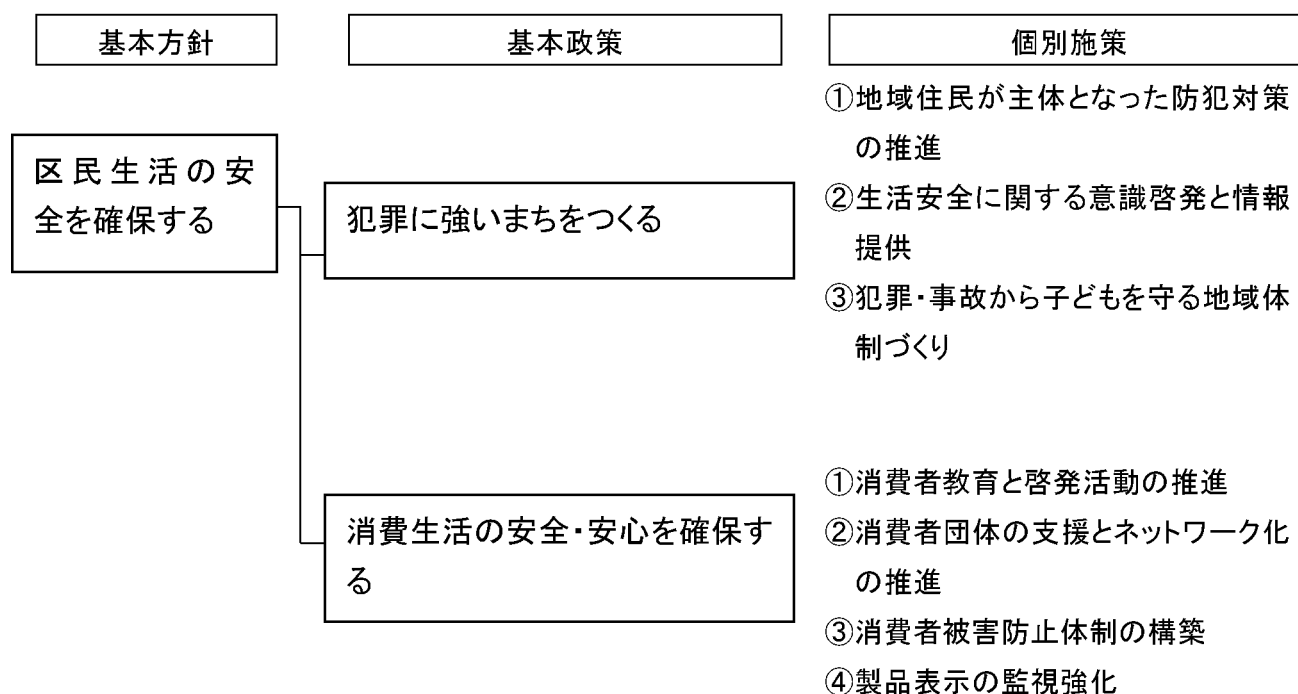
※1 小学生の登下校の時間にあたる 8 時と 3 時に大人が花の水遣りや、買い物、犬の散歩などで屋外に出て子どもを見守ろうという品川区民独自の運動です。

今後の課題

防犯については、今後とも犯罪認知件数の減少を図るための対策に力を入れるとともに、区民の体感治安の向上を図るため、情報提供等による意識啓発のほか、区民や事業者と連携した見守りの強化や迷惑行為の排除等に向けた様々な取り組みが求められています。

消費者の安全確保については、一人暮らしの高齢者などの被害を素早く把握して、消費者センターの消費者相談につなげる地域ネットワークづくりや、被害にあわない自立した消費者になってもらうため、身近なところで参加できる出前講座など多様な機会の提供による意識啓発が求められています。また、区民相互のトラブルや、多重債務問題の解決のための窓口整備が求められています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-4-1：犯罪に強いまちをつくる

区民が防犯活動に取り組むためには、犯罪情報の提供が欠かせません。そのため、電子メールなどを活用して、身近な地域の安全に関わる情報を、区民に正確・迅速に伝達するシステムを構築します。

また、我が町パトロール事業を活かして防犯ボランティアの組織化を進めるとともに、自主的防犯対策を推進するための助成制度を新設し、区民の自主的な防犯活動を支援します。加えて、特に子どもの安全確保については、「近隣セキュリティシステム」の協力者や「こども 110 ばんの家」を融合した子どもを見守る地域ネットワークを構築するとともに、遊んでいる子どもたちを周囲の大人たちが見守りやすい公園をつくるなど、犯罪に強いまちづくりを進めます。

<個別施策>

①地域住民が主体となった防犯対策の推進

生活安全サポート隊の活動を活かして、防犯パトロールに加え、各戸に対し防犯診断を実施するなど、より地域に密着した生活安全サポート活動を展開します。また、我が町パトロール活動を推進し、警察とも連携しながらボランティアの組織化を図り、地域の自主的防犯パトロール活動を支援します。加えて、安全で安心なまちづくりに向けた自主的防犯活動を活性化するための助成制度を検討します。

②生活安全に関する意識啓発と情報提供

警察等関係機関と連携した地域安全運動の推進や生活安全フォーラムの開催等を通じて、防犯啓発活動の一層の充実を図ります。あわせて、より効果的な自主的防犯活動に資するため、犯罪・不審者対策情報を区民に迅速・正確に伝達する手段を構築し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域防犯意識の高揚を図ります。

③犯罪・事故から子どもを守る地域体制づくり

「近隣セキュリティシステム」の効果的運用を図るため、システムや「まもるっち」※1等の機能向上を図り、点検・訓練を推進します。また、「近隣セキュリティシステム」の協力者と「こども 110 ばんの家」制度の融合、「83 運動」との連携を図るなど、地域を挙げた子どもたちの安全を見守る地域ネットワークをより強固なものに構築していきます。さらに、子どもたちの遊び場の安全性を高めるための取り組みを推進します。

※1 品川区独自の防犯システム「近隣セキュリティシステム」の子どもが携帯する子機
の愛称です。

基本政策 5-4-2：消費生活の安全・安心を確保する

高度消費社会のもとでの商品・サービス提供の多様化やインターネットの利用拡大、パソコン・携帯電話の普及にともなう新たな販売方法の出現など、消費者を巡る環境は著しく変化しています。近年は、消費者が自己の経験のみで必要なものを合理的に選択することが難しくなっており、特に高齢者や若者の間で悪質巧妙な販売などによる被害が急増しています。今後とも相談機能の一層の充実を図りつつ、消費者トラブル支援救済のためのしくみの構築を図ります。

＜個別施策＞

①消費者教育と啓発活動の推進

悪質商法や巧妙化する不当請求から区民を守るとともに、消費生活トラブルにも毅然と対処する自立した消費者を育成するため、消費者センターにおいて多彩な講座の企画・実施やタイムリーな情報提供を行います。また、町会・自治会などの地域団体と協力して、消費生活相談専用の電話番号を明示した「お助け電話シール」を配付するなど、啓発活動を進めます。

②消費者団体の支援とネットワーク化の推進

消費者自身による問題解決の取り組みを促進するため、区内の消費者団体に講師を派遣するなどの支援を行うとともに、消費者団体連絡会などを通じて各消費者団体のネットワーク化を推進します。

③消費者被害防止体制の構築

高齢者や障害者などの消費生活トラブルや消費者被害を防止するため、ケアマネジャーやホームヘルパー、民生委員、町会・自治会、社会福祉協議会、成年後見センター等と柔軟に連携し、消費生活相談活動の充実を図り、見守りネットワークを構築します。また、多重債務問題の解決を図るため、関係機関との連携を強化します。

④製品表示の監視強化

「家庭用品品質表示法」および「電気用品安全法」に基づき、小売店の立ち入り検査などによる品質表示に関する監視体制を強化します。